

(平成30年度 集団指導資料)

就労支援事業の会計処理について

平成31年3月13日

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

障害者総合支援法の給付・事業

市 町 村

介護給付

- ・ 居宅介護
 - ・ 同行援護
 - ・ 療養介護
 - ・ 短期入所
 - ・ 重度障害者等包括支援
 - ・ 施設入所支援
 - ・ 重度訪問介護
 - ・ 行動援護
 - ・ **生活介護**
- 第28条第1項

訓練等給付

- ・ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
 - ・ **就労移行支援**
 - ・ **就労継続支援 (A型・B型)**
 - ・ 就労定着支援
 - ・ 自立生活援助
 - ・ 共同生活援助
- 第28条第2項

自立支援給付 第6条

相談支援

- ・ 基本相談支援
 - ・ 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
 - ・ 計画相談支援
- 第5条第16項

自立支援医療

- ・ 更生医療
 - ・ 育成医療
 - ・ 精神通院医療
- 第5条第22項

補装具

第5条第23項

障害者・児

地域活動支援事業

- ・ 相談支援
 - ・ 移動支援
 - ・ 福祉ホーム
 - ・ 意思疎通支援
 - ・ 地域活動支援センター
 - ・ 日常生活用具
- 第77条第1項 等

支援

- ・ 広域支援
 - ・ 人材支援
 - 等
- 第78条

県

生産活動により
賃金・工賃が発生
(生活介護は生産活
動を実施する場合)

※自立支援医療のうち、
精神通院医療の実施主
体は県及び指定都市

就労支援事業会計処理基準制定の経緯

時期	対応内容
平成18年10月	<p>○ H18.4月の障害者自立支援法の施行(全面施行は10月)に伴い、従来の授産事業及び福祉工場に代わり、新たに就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型が創設されたこと等により、新規参入が可能となったNPO法人等、法人種別に関係なく、就労支援事業を実施する全ての法人が適用する会計処理の取扱いを明示するため、取りまとめられた。</p> <p>→ 『就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて(平成18年10月2日 社援発第1002001号、平成25年3月29日社援発0329第66号最終改正』</p>
平成24年4月	<p>○ 社会福祉法人改革に伴い、新たな社会福祉法人会計基準が制定(H23.7月)され、社会福祉法人が行う全ての事業が新基準の適用対象となった。 (平成27年3月31日までの経過措置あり)</p> <p>→ 『社会福祉法人の会計処理基準の一元化』 「就労支援事業会計処理基準」を含め、「社会福祉法人会計基準」の他に様々な会計ルールが併存していたことから、会計処理基準が一元化された。</p>
平成25年3月	<p>○ 就労支援事業会計処理基準について、社会福祉法人以外の就労支援事業を行う法人を引き続き対象とするため、社会福祉法人に関連する記載は削除しつつ、内容については、新社会福祉法人会計基準における就労支援事業の取扱いに概ね準じた取扱いに改正された。</p> <p>→ 『就労支援事業会計基準の位置付け変更』 社会福祉法人以外を対象とするが、新社会福祉法人会計基準の就労支援事業の取扱いに概ね準拠</p>

就労支援事業会計処理基準の概要①

会計処理基準の策定の基本的考え方

原価管理

- 社会福祉事業の安定的かつ円滑な継続、就労支援の生産活動の拡大等といった経営管理の面から見ても、事業ごとの収益・費用の把握とその分析、それに基づく経営判断等が必要不可欠であり、そのためにも事業ごとに会計を区分する必要がある。
 - 「就労支援事業会計処理基準」は、こうした要請や必要性に応えられる会計処理の基準として策定。これに則った会計処理を行うことは極めて重要で、これにより各事業における無駄なコストの削減、法人としての高コスト構造の是正、各事業の安定的な運営、事業収益の増大による賃金(工賃)の増加等が可能となる。

就労継続支援A型の指定基準

- 指定基準第41条【197条準用】
「指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続A型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援A型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。」
- 指定基準第192条第2項（平成29年4月から省令改正）
「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」
 - 社会福祉法人会計基準や就労支援事業会計基準に規定されていたものを新たに指定基準として規定。当該指定基準を満たさない場合には、経営改善計画書を提出し経営改善に取り組む。
- 指定基準第192条第6項（平成29年4月から省令改正）
「賃金の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」
 - 自立支援給付はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員等の人件費等に充てるものであり、賃金に充てることはできないことを規定。

就労支援事業会計処理基準の概要②

就労継続支援B型の指定基準

○ 指定基準第41条【202条準用】

「指定就労継続支援B型事業者は、指定就労継続B型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援B型の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。」

○ 指定基準第201条第1項

「指定就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」

○ 指定基準第201条第2項

「利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3000円を下回ってはならない。」

- 一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、県の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額を適用することが可能。

○ 指定基準第201条第3項

「指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。」

○ 指定基準第201条第4項

「指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。」

- 具体的な届出方法は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)参照

指定就労継続支援A型における適正な事業運営について

平成27年9月厚生労働省障害福祉課長通知

指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について(平成27年9月8日障障発0908第1号)

○不適切な事業運営の例

事 例	内 容
①生産活動の内容が不適切と考えられる事例	<p>就労機会の提供に当たり、収益が上がらない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難である事例</p> <p>➤ 収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえない。また、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めているとは言えない。</p>
②サービス提供の形態が不適切と考えられる事例	<p>利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている事例</p> <p>➤ 個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。</p>
③一定期間経過後に事業所を退所させている事例	<p>就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させている事例</p> <p>➤ 指定基準第11条(第197条準用)により「指定就労継続支援A型事業者は、正当な理由なく指定就労継続支援A型の提供を拒んではならない。」とされている。</p> <p>※ 提供を拒むことができる場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合・ 利用申込者の居住地が事業所の通常事業の実施地域外の場合・ 入院治療が必要な場合 等

就労移行支援及び就労継続支援における適切なサービス提供について

平成28年3月厚生労働省障害福祉課長通知

就労移行支援及び就労継続支援における適切なサービス提供の推進について

(平成28年3月30日障障発0330第1号)

○不適切な事業運営の例

事 例	内 容
(就労移行支援) ①一般就労への移行実績がない事例	利用者の一般就労への移行を実現することを目的があるにもかかわらず、 1年間で1人も一般就労に移行させることができていない事例
②就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていない事例	<ul style="list-style-type: none">一般就労への移行実績の低い事業所については、一般就労への移行に向けた支援が適切に行われていない事例一般就労への移行に際し、障害者の適性を踏まえた企業とのマッチングが行われていないため、一般就労への移行後の就労定着が図られていない事例
(就労継続支援A型) ①不適切な事業運営を行っている事例	<ul style="list-style-type: none">本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員がフルタイムで就労している事例就労機会の提供に当たって収益の上がない仕事しか提供しない事例一定期間経過後に利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど不当に退所させている事例
(就労継続支援B型) ①不適切な事業運営を行っている事例	運営基準(指定基準)で定める工賃の最低基準である 3千円を下回っている事例

就労支援事業の会計処理①

通常の事業所等(社会福祉法人以外)における会計処理

○就労支援事業に係る作成書類①

種類	内容
<p>・事業活動計算書(別紙1) (就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。)</p>	<p>○ 適宜の勘定科目をもって会計処理を行う。</p> <p>○ <u>訓練等給付に係る会計(福祉事業会計)と就労支援事業会計は他の事業とは区分</u></p> <p>○ 国通知文の別紙様式(別紙1及び別紙2)については、新社会福祉法人会計基準を参考とした様式となっているが、実際には、各法人制度で使用するものとされている会計基準において相当する様式に記載しても構わない。</p>
<p>○複数の就労支援事業所等を運営する場合、当該事業の損益状況等を把握するため、次の書類が必要</p>	
<p>・事業活動内訳表(別紙2)</p>	<p>※ 勘定科目における「事業外繰入金収益」「事業外固定資産移管収益」「事業外繰入金費用」及び「事業外固定資産移管費用」の「事業外」とは、就労支援事業以外の事業を指す。</p>

どんぶり勘定による
会計処理

○就労支援事業に係る作成書類②

種類	内容
(表1)就労支援事業別事業活動明細書	就労支援事業における収益と費用の比率を表すもの。表2と表3の結果が費用に反映される。
(表2)就労支援事業製造原価明細書	製造業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表3)就労支援事業販管費明細書	販売業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表4)就労支援事業明細書	就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、表2と表3の作成に替えることができる。

就労支援事業の会計処理②

就労支援事業会計の構成(例:パンの製造販売)

収益(収入)	費用(支出)
<p>製品の売上金</p> <p>例: パンの売上</p>	<p>就労支援事業製造原価 (表2の明細書を作成)</p> <p>例: パンの製造に必要な経費 製造利用者の賃金(工賃)、原材料費、外注費、光熱水費、各種経費、製造指導員等の給与等 ※</p>
<p>注意! 訓練等給付費は含まれない</p>	<p>就労支援事業販管費 (表3の明細書を作成)</p> <p>例: パンの販売に必要な経費 販売利用者の賃金(工賃)、交通費、消耗品等、販売指導員等の給与等 ※</p>
	<p>積立金(工賃変動積立金、設備等整備積立金)</p>

※ 製造・販売指導員等の人件費は、**指定基準に定める人員配置を超えて専ら就労支援事業(生産活動)に従事すること**として雇用(契約)している場合には、就労支援事業会計で処理する。

ただし、報酬・加算で評価されている従業員は、福祉事業会計で処理する。

(例:7.5:1以上で配置される職業指導員・生活支援員や、加算で評価される賃金向上達成指導員など)

例えば、就労支援事業会計で処理されるケースとしては、農業を行う事業所で、繁忙期に雇用される指導員(作業員)や、飲食店を営む事業所で、接客を中心とした指導員(店員)など

就労支援事業については、原則として剰余金は発生しない。

(就労支援事業事業活動計算書における「就労支援事業活動増減差額」は生じない)

ただし、特定の目的の支出に備えるため、理事会(役員会)の議決に基づき、就労支援事業活動増減差額から一定の金額を積立金として計上できる。

就労支援事業の会計処理③

○積立金の種類

種別	説明	各年度における積立額の限度	積立額の上限額
工賃変動積立金	毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回った場合の工賃の補填に備えるため	過去3年間の平均工賃の10%以内	過去3年間の平均工賃の50%以内
設備等整備積立金	就労支援事業に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価格の75%以内

積立金を計上する場合は、同額の積立資産を計上すること(運転資金には含まれない)。なお、積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払い実績額を下回らない場合に限り計上できること。

その他の目的のための支出への流用は認められない。ただし、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受け取り時期が2ヶ月以上遅れる場合にのみ、一時繰替使用はできる。その場合は、自立支援給付費収入により必ず補填すること。

○作成書類について

種類	説明
(別紙3)その他の積立金明細表	積立金及びそれに対応する積立資産の増加及び減少状況を示すもの。
(別紙4)その他の積立資産明細表	

就労支援事業の会計処理④

○法人別作成会計書類（基本形）

法人の種別	準拠する会計基準 (就労支援事業を行っている場合)	作成する財務諸表等
社会福祉法人	新社会福祉法人会計基準	<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支計算書 ・事業活動計算書 ・貸借対照表及び附属明細書 ・財産目録
NPO法人	NPO法人会計基準 特定非営利法人の会計の手引き (就労支援事業会計処理基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業事業動計算書 ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書
民間企業	企業会計原則 (就労支援事業会計処理基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業損益計算書 ・就労支援事業別損益明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書
公益法人(公益社団法人・公益財団法人及び特例民法法人) ※一般社団法人・一般財団法人で公益法人会計基準を採用している場合	公益法人会計準則 (就労支援事業会計処理基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業正味財産増減計算書 ・就労支援事業別正味財産増減明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書

作成資料の記載例

(参考様式)

各法人が準拠する会計基準の様式で可

別紙 1

就労支援事業事業活動計算書
 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス 収益	就労支援事業収益			
	障害福祉サービス等事業収益			
	経常経費寄附金収益			
	その他の収益			
	サービス活動収益計(1)			
サービス 活動 増減の 部	費用	人件費		
		事業費		
		事務費		
		就労支援事業費用		
	利用者負担軽減額			
	減価償却費			
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	
	徴収不能額			
	徴収不能引当金繰入			
その他の費用				

就労支援事業は、他事業と
明確に会計を区分する。

別紙2は、複数の事業所を
運営する場合に作成

別紙 2

就労支援事業事業活動内訳書
 自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

(単位: 円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス 収益	就労支援事業収益						
	障害福祉サービス等事業収益						
	経常経費寄附金収益						
	その他の収益						
	サービス活動収益計(1)						
サービス 費用	人件費						
	事業費						
	事務費						

例) 就労移行
支援のみ

例) 就労継続
支援A型のみ

例) 就労継続
支援B型のみ

A~C事業所のそれぞれで、
各明細書(表1~3)又は
(表1, 表4)を作成する。

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目		合 計	〇〇作業	△△作業
収 益	就労支援事業収益	X		
	就労支援事業活動収益計	X		
費 用	就労支援事業販売原価	A+B+C-D		
	期首製品(商品)棚卸高	A		
	当期就労支援事業製造原価	B		
	当期就労支援事業仕入高	C		
	合 計	A+B+C		
	期末製品(商品)棚卸高	D		
	差 引	A+B+C-D		
就労支援事業販管費	E			
	就労支援事業活動費用計	Y(=A+B+C-D+E)		
	就労支援事業活動増減差額	X-Y		

売上金

表2の数値が入る

表3の数値が入る

-(マイナス)だと賃金(工賃)が払えない

(表2) 就労支援事業製造原価明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 会議費			
11. 損害保険料			
12. 賃借料			
13. 図書・教育費			
14. 租税公課			
15. 減価償却費			
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額(控除項目)			
17. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
当期就労支援事業製造原価			

製造部門の利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表1~4共通)

当期就労支援事業製造原価表1に入る

(表3) 就労支援事業販管費明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定項目	合 計	〇〇作業	△△作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 旅費交通費			
9. 器具什器費			
10. 消耗品費			
11. 印刷製本費			
12. 水道光熱費			
13. 燃料費			
14. 修繕費			
15. 通信運搬費			
16. 受注活動費			
17. 会議費			
18. 損害保険料			
19. 賃借料			
20. 図書・教育費			
21. 租税公課			
22. 減価償却費			
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
24. 徴収不能引当金繰入額			
25. 徴収不能額			
26. 雑費			
就労支援事業販管費合計			

販売部門の利用者の人件費(工賃)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。
(表1~4共通)

表1に入る

(表4) 就労支援事業明細書

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	合計	〇〇作業	△△作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
計			
3. 期末材料棚卸高			
当期材料費			
II 労務費			
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用			
6. 法定福利費			
当期労務費			
III 外注加工費			
(うち内部外注加工費)			
当期外注加工費			
IV 経費			
1. 福利厚生費			
2. 旅費交通費			
3. 器具什器費			
4. 消耗品費			
5. 印刷製本費			
6. 水道光熱費			
7. 燃料費			
8. 修繕費			
9. 通信運搬費			
10. 受注活動費			
11. 会議費			
12. 損害保険料			
13. 賃借料			
14. 図書・教育費			
15. 租税公課			
16. 減価償却費			
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)			
18. 徴収不能引当金繰入額			
19. 徴収不能額			
20. 雑費			
当期経費			
当期就労支援事業製造総費用			
期首仕掛品棚卸高			
合計			
期末仕掛品棚卸高			
就労支援事業費			

利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合には、表2と表3に代えて、表4を作成すれば足りる。

表1に入る

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表1~4共通)

多機能型事業所等における会計処理

○作成書類

各法人において作成する会計書類(事業活動計算書、事業活動内訳書等)に加えて、以下の書類を別途作成する。

種類	内容
(表5)就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)	就労支援事業における収益と費用の比率を表すもの。表6と表7の結果が費用に反映される。
(表6)就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)	製造業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表7)就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)	販売業務に係る費用(=必要経費)の明細を表すもの。
(表8)就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)	各サービス区分毎に定める就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、表6と表7の作成に替えることができる。

別紙2

例：〇〇法人

就労支援事業事業活動内訳書
自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

(単位：円)

勘定科目		A事業所	B事業所	C事業所	事業所合計	内部取引消去	合計
サービス	収益						
	人件費 事業費 事務費						

例) 就労移行支援、就労継続支援A型、J及び就労継続支援B型の多機能型事業所

例) 多機能型事業所(非就労)

例) 多機能型事業所(非就労)

A事業所について、各明細書(表5~7)又は(表5、表8)を作成する。

(表5) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目		A 事業所									
		合 計	就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
			小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
収 益	就労支援事業収益										
	就労支援事業活動収益計										
費 用	就労支援事業販売原価										
	期首製品(商品)棚卸高										
	当期就労支援事業製造原価										
	当期就労支援事業仕入高										
	合 計										
	期末製品(商品)棚卸高										
	差 引										
販売費及び一般管理費											
徴収不能額											
引当金繰入											
	就労支援事業活動費用計										
	就労支援事業活動増減差額										

考え方は、表1と同じ

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表5~8共通)

(表6) 就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	A 事業所								
	合計	就労移行支援		就労継続支援A型		就労継続支援B型			
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業
I 材料費									
1. 期首材料棚卸高									
2. 当期材料仕入高									
計									
3. 期末材料棚卸高									
当期材料費									
II 労務費									
1. 利用者賃金									
2. 利用者工賃									
3. 就労支援事業指導員等給与									
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入									
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用									
6. 法定福利費									
当期労務費									
III 外注加工費									
(うち内部外注加工費)									
当期外注加工費									
IV 経費									
1. 福利厚生費									
2. 旅費交通費									
3. 器具什器費									
4. 消耗品費									
5. 印刷製本費									
6. 水道光熱費									
7. 燃料費									
8. 修繕費									
9. 通信運搬費									
10. 会議費									
11. 損害保険料									
12. 賃借料									
13. 図書・教育費									
14. 租税公課									
15. 減価償却費									
16. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)									
17. 雑費									
当期経費									
当期就労支援事業製造総費用									
期首仕掛品棚卸高									
合計									
期末仕掛品棚卸高									
当期就労支援事業製造原価									

利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

表5に入る

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表5~8共通)

(表7) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
		小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業	小計	〇〇 作業	△△ 作業
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
7. 福利厚生費										
8. 旅費交通費										
9. 器具什器費										
10. 消耗品費										
11. 印刷製本費										
12. 水道光熱費										
13. 燃料費										
14. 修繕費										
15. 通信運搬費										
16. 受注活動費										
17. 会議費										
18. 損害保険料										
19. 賃借料										
20. 図書・教育費										
21. 租税公課										
22. 減価償却費										
23. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										
24. 徴収不能引当金繰入額										
25. 徴収不能額										
26. 雑費										
就労支援事業販管費合計										

指定基準で定める人員配置を
超えない場合は計上されない

利用者の人件費(工賃等)
を計上

多種少額の生産活動を行う等
の理由により、作業種別毎に区
分することが困難な場合は、作
業種別毎の区分を省略できる。
(表5~8共通)

表5に入る

(表8) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)

自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日

勘定科目	A 事業所									
	合計	就労移行支援			就労継続支援A型			就労継続支援B型		
		小計	〇〇作業	△△作業	小計	〇〇作業	△△作業	小計	〇〇作業	△△作業
I 材料費										
1. 期首材料棚卸高										
2. 当期材料仕入高										
計										
3. 期末材料棚卸高										
当期材料費										
II 労務費										
1. 利用者賃金										
2. 利用者工賃										
3. 就労支援事業指導員等給与										
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入										
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用										
6. 法定福利費										
当期労務費										
III 外注加工費										
(うち内部外注加工費)										
当期外注加工費										
IV 経費										
1. 福利厚生費										
2. 旅費交通費										
3. 器具什器費										
4. 消耗品費										
5. 印刷製本費										
6. 水道光熱費										
7. 燃料費										
8. 修繕費										
9. 通信運搬費										
10. 受注活動費										
11. 会議費										
12. 損害保険料										
13. 賃借料										
14. 図書・教育費										
15. 租税公課										
16. 減価償却費										
17. 国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)										
18. 徴収不能引当金繰入額										
19. 徴収不能額										
20. 雑費										
当期経費										
当期就労支援事業総事業費										
期首仕掛品棚卸高										
合計										
期末仕掛品棚卸高										
就労支援事業費										

利用者の人件費(工賃等)を計上

指定基準で定める人員配置を超えない場合は計上されない

表5に入る

多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略できる。(表5~8共通)

各サービス区分毎に定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合には、表6と表7に替えて、表8を作成すれば足りる。

就労支援事業の勘定科目の説明①

勘定科目	説明	例(菓子製造業)
材料費	就労支援事業に関する当該会計年度の材料の受入高	
期首材料棚卸高	期首における主要材料及び補助材料の棚卸高	前期から引き継いだ材料価値額
当期材料仕入高	当期における主要材料及び補助材料の仕入高	当期に仕入れた材料経費
期末材料棚卸高	期末における主要材料及び補助材料の棚卸高	当期末残った材料価値額
当期材料費	(「期首材料棚卸高」+「当期材料仕入高」)-「期末材料棚卸高」	
労務費		
利用者賃金	就労支援事業に従事する利用者賃金	
利用者工賃	就労支援事業に従事する利用者工賃	
就労支援事業指導員等給与	基準に定める人員配置を超えて専ら就労支援事業に従事する目的で雇用している職員に支払う給与 ※ 人員基準内の職員として雇用している場合は、訓練等給付費で賄われるため、就労支援事業活動とは別に福祉事業会計の人件費(職員給料)で計上する。	
就労支援事業指導員等賞与引当金繰入	上記と同様、人員基準を超える職員分 翌会計期間に確定する賞与の見積額	
就労支援事業指導員等退職給付費用	上記と同様、人員基準を超える職員分 退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計年度分	
法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等	
外注加工費	外部に依頼した加工費の支払額 ※ 製造工程の中で、同一法人内の他の会計(施設)に外注加工を発注(依頼)した場合は、「うち内部外注加工費」としてカッコ書きで再掲 ※ 受注側の事業所では、就労支援事業別事業活動明細書(表1)で「就労支援事業収益」として計上する。	製造に当たっての外注加工
経費	作業経費	
福利厚生費	基準に定める人員配置を超えて専ら就労支援事業に従事する目的で雇用している職員の健康診断費用等	
旅費交通費	上記と同様、人員基準を超える職員分 出張旅費及び交通費	菓子販売店への製品運搬旅費
器具什器費	就労支援事業に直接必要な器具、什器類で、固定資産の購入に該当しないものの消費額	製菓器具購入費
消耗品費	就労支援事業に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額	菓子製造に係るラッピング代等

就労支援事業の勘定科目の説明②

勘定科目	説明	例(菓子製造業)
印刷製本費	就労支援事業に必要な書類、諸用紙、関係資料等の印刷代及び製本代	
水道光熱費	就労支援事業に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料	
燃料費	就労支援事業に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費	
修繕費	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等の修繕費又は模様替の費用。建物器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。	製菓機械等修繕費
通信運搬費	就労支援事業に係る電話、ファックスの使用料及び切手代、ハガキ代その他通信運搬に要する費用	
受注活動費	就労支援事業に係る受注活動に係る経費	DM経費等
会議費	就労支援事業に係る会議等の茶菓子代、食事代等	
損害保険料	就労支援事業に係る建物、器具及び備品等に係る損害保険契約に基づく保険料	
賃貸料	就労支援事業に直接必要な機械器具等の賃料	
図書・教育費	就労支援事業に係る新聞、図書、印刷物等	
租税公課	就労支援事業に係る租税公課	
減価償却費	就労支援事業に係る固定資産の減価償却の額 ※ 建物に係るものは計上しない。計上するのは、就労支援事業に使用する生産設備等に限る。法人の建物は基本財産であるため。	製菓機械等減価償却費
国庫補助金等特別積立金取崩額 (控除項目)	就労支援事業で使用する設備のうち、国庫補助金等により取得した設備に係るもの。当該設備の減価償却に応じて活動費用から控除する。	
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金(まだ徴収不能として確定していないが、翌会計年度以降に回収できない可能性が高く、徴収不能の原因が当該会計年度以前に発生しており、金額を合理的に見積もることができるもの)に繰入れる額	
徴収不能額	金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で補填されない部分の金額	
雑費	就労支援事業に係る経費のうち、上記のいずれにも属さないもの	
期首仕掛品棚卸高	期首における作成途上の製品の棚卸高	
期末仕掛品棚卸高	期末における作成途上の製品の棚卸高	
就労支援事業費	(「当期就労支援総事業費」+「期首仕掛品棚卸高」)-「期末仕掛品棚卸高」	

※ 事業内容により、製造原価明細書や販売費及び一般管理費に計上

就労支援事業における共通経費の按分について①

共通経費の按分は「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(H13.3.28)」に準じ、法人の実態に即して処理するが、利益操作などの恣意的会計処理を排除するため、一度決めた按分基準は、みだりに変更できない。

種 類	勘定科目(例)	按分方法
給与費	常勤職員給与、非常勤職員給与、退職給与引当金繰入、法定福利費	勤務時間割合により区分 (困難な場合は、次の方法により按分) ・職種別人員配置割合、届出人員割合、延利用者数割合
材料費	介護用品費、医薬品費、診療材料費	各事業の消費金額により区分 (困難な場合は、次の方法により按分) ・延利用者数割合、各事業別収入割合
	給食用材料費	実際食数割合により区分 (困難な場合は、次の方法により按分) ・延利用者数割合、各事業別収入割合
	その他の材料費	延利用者数割合により区分 (困難な場合は、各事業別の収入割合により按分)
各種経費	福利厚生費、職員被服費	給与費割合により区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	旅費交通費、通信費(通信運搬費)	延利用者数割合、職種別人員配置割合
	交際費、諸会費、雑費、渉外費	給与費割合
	消耗品費、保健衛生費、被服費、教養娯楽費、日用品費、広報費	各事業の消費金額により区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	車両費	使用高割合により区分 (困難な場合は、次の方法により按分) ・送迎利用者数割合、延利用者数割合
	会議費	会議内容により事業個別費として区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	光熱水費	メーター等による測定割合により区分 (困難な場合は、建物床面積割合により按分)
	修繕費(修繕維持費)	建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として按分 (困難な場合は、建物床面積割合により按分)
賃借料、地代家賃等	賃貸物件等特にリース物件については、その物件の使用割合により区分 (困難な場合は、建物床面積割合により按分)	

就労支援事業における共通経費の按分について②

種 類	勘定科目(例)	按分方法
各種経費	保険料	・建物床面積割合により按分 ・自動車関係は、送迎利用者割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により按分
	租税公課	・建物床面積割合により按分 ・自動車関係は、送迎利用者割合又は使用高割合により按分
	保守料	保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分 (困難な場合には、延利用者数割合により按分)
委託費	委託費(寝具)	各事業の消費金額により区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	委託費(給食)	・延利用者数割合、実際食数割合
	委託費(その他)	・建物床面積割合、延利用者数割合
研修費	謝金、図書費、旅費交通費、研修雑費、研究材料費	研修内容等、目的、出席者等の実態に応じて、事業個別費として区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
減価償却費	・建物減価償却費、建物付属設備減価償却費、構築物減価償却費	建物床面積割合により区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	・車両減価償却費	使用高割合により区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	・その他の器械備品減価償却費	使用高割合により区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	・その他の有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費	延利用者数割合により按分
引当金繰入額	・退職給与引当金繰入、賞与引当金繰入	給与費割合により区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	・徴収不能引当金繰入額	事業毎の債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
支払利息	支払利息	事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分 (困難な場合は、次の方法により按分) ・借入金が主として土地建物取得の場合は建物床面積割合 ・それ以外は、延利用者数割合